山江村地域防災計画書

令和5年5月 山江村防災連絡会議

目 次

第1章総則第1節目的

第2節 計画の性格及び基本方針

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

第4節 山江村の地勢と災害の特性

第2章 災害予防

第1節 水害·土砂災害予防計画

第2節 火災予防計画

第3節 建築物等災害予防計画

第4節 気象観測施設等整備計画

第5節 地震災害予防計画

第6節 防災知識普及計画

第7節 防災訓練計画

第8節 自主防災組織運営計画

第9節 災害物資・資機材整備・調達計画

第10節 避難収容計画

第11節 業務継続計画

第12節 災害ボランティア計画

第13節 受援計画

第3章 災害応急対策

第1節 組織計画

第2節 職員配置計画

第3節 交通規制計画

第4節 防疫計画

第5節 災害廃棄物処理計画

第1章 総 則

第1節 目的

この計画書は、災害対策基本法に基づき、防災関係機関相互の連携及び協力体制の構築と男女共同参画の視点から本村の地域防災体制を確立し、もって災害の予防、応急対策、復旧の万全を図り、村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格及び基本方針

1. 計画の性格

- (1) この計画は本村における防災関係機関の処理すべき事務又は業務、災害予防及び 災害応急対策に係る諸施策について定めるものとする。
- (2) 本計画の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」及び県の「地域防災計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」とも密接な連携を図っていくものとする。

また、水防法に基づく水防計画は、本計画の一環とする。

2. 計画の基本方針

この計画は、防災対策の現状を把握して、これらに対してとるべき方向を明確にするとともに、総合的、計画的な各種災害対策の整備及び推進を図るものとする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- (3) 男女共同参画など多様な視点からの防災体制の確立
- (4) 各種災害対策の推進
- (5) 関係法令の遵守
- (6) 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染対策の実施
- (7) 災害時の広域的な避難への直接協議や平時からの役割分担及び受け入れ準備の確立
- (8) 災害時の安否不明者の氏名公表による救助活動の効率化・円滑化
- (9) 災害に伴う大規模な立ち往生発生時の対応

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

山江村の地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するための防災に関する関係機関は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

	機 関 名	事務又は業務
	山江村	1. 山江村防災会議に関する事務 2. 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3. 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4. 消防、水防その他の応急措置 5. 被災者に対する救助及び救護措置 6. 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策 7. 防災知識の普及対策、公共団体及び住民防災組織の育成指導 8. その他村の所掌事務についての防災対策
	熊 本 県	 災害に関する情報の伝達 防災行政に対する指導 山江村の災害事務又は業務の実施についての援助 避難指示等の発令又は解除に係る助言
指	熊本南部森林管理署山 江 事 務 所	 1. 国有林野等の森林治水事業及び防災管理 2. 災害応急用材の需給対策
定地方	福岡管区気象台熊本地方気象台	1. 適時・的確な気象情報等の住民への周知 2. ホットラインを活用した行政機関への情報伝達 3. 災害発生時における気象状況の推移やその予想の解説
行政機	人吉警察署	1. 村内における治安・警備及び救護対策に関すること
関	山江駐在所	1. 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること
	左上自衛隊西部方面 ************************************	1. 人命救助または財産の保護のための応急対策の実施
特科連隊第3大隊 人吉下球磨消防組合		 災害派遣に基づく支援に関すること。 災害時における救急救助業務 災害時における無線通信連絡業務 防災に関する予警報の伝達
山江村消防団		 情報の収集 避難者の誘導 被災者の救助 住民の生命、身体及び財産の保護(消防、水防等) 関係機関との連絡調整及び応援

指定地方	山 江 郵 便 局	 災害時における郵便業務運営の確保 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策 災害時における郵便局窓口業務の確保 	
	九州電力送配電(株)人吉配電事業所	1. 電力施設の保全、保安対策 2. 災害時における電力供給確保	
公共機関	N T T 西 日 本 熊 本 支 店	 電気通信施設の保全管理 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象情報の 伝達 	
	西日本高速道路(株) 九州支社 熊本高速道路事務所	1. 有料道路及び施設の防災対策	
その他の	医院経営者	1. 災害時における負傷者等の医療、助産及び救助	
公共的団	社 会 福 祉 施 設 経 営 者	1. 避難施設の整備並びに避難等の訓練 2. 被災時における収容者保護	
体及び防	農業協同組合森林組合	 農林関係の被害調査及び協力 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導 被災農家、林家に対する融資又はその斡旋並びに飼料、 肥料等の斡旋 	
災上重要	商 工 会	 商工関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ及び斡旋等についての協力 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋 	
な施設の	各学校	1. 避難施設の整備及び避難訓練 2. 被災時における教育対策	
管理者		1. ガス、石油類の防災管理 2. 災害時におけるガス、石油類の供給	

第4節 山江村の地勢と災害の特性

1. 地勢及び気候風土

本村は熊本県の南部人吉市の北部に位置し、東は相良村、五木村、西は球磨村、北は八代市と隣接している。また、東西に9km、南北に18.6km、総面積121.19kmであり、このうち約9割を占める山岳は、北進するにしたがって、丘陵地域を経て、山地がせまり、急峻な山岳地帯となっている。一方、南部は、比較的平坦で農地が広がる地帯である。村の地形は、標高1,302mの仰烏帽子岳を筆頭に、高岳1,189m、白岩山1,002m、肥後峠805m等があり、この山岳地帯に源を発する万江川(24km)、山田川(12km)は北から南に流れ、人吉市内で日本三大急流の一つである球磨川と合流している。

熊本県における気象災害を原因別にみると、梅雨前線によるものが最も多く、次いで台風となっている。時期は6月から9月がの間が最も多い。令和2年7月豪雨では梅雨前線や低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、球磨川流域では線状降水帯が長時間にわたり停滞し、本村においても24時間で400 沙を超える大雨となった。

また、近隣には人吉盆地南縁断層が存在しており、地震調査推進本部地震調査委員会によるとA※ランク(予想地震規模マグニチュード 7.1 程度、30 年以内に地震が発生する確率 1%以下)と評価されており、注意が必要である。

第2章 災害予防

第1節 水害・土砂災害予防計画

1. 治山対策

(1) 林野整備

本村の林野面積は本村総面積の 87%であり防災上重要な位置を占めている。総森 林面積は 10,520ha であり、このうち国有林が 1,185ha、民有林は 9,335ha であり民 有林に占める人工林の割合は 56%となっている。

戦後や高度成長期に植栽された人工林は大きく育ち、木材としての利用可能な時期を迎えているが、林業担い手の減少等により適切な管理が行われていない森林の増加が危惧されていることから、林野整備を推進し防災体制の万全を期するものとする。

(2) 保安林整備

森林地帯は空林状態の山地に比較して洪水時の流出量は少なく山腹の崩壊も少ない。また用材林は薪炭林より水の調節効果も大きい。しかし森林が過伐や災害によって破壊され、その機能が低下したまま放置されれば防災機能を全く失い荒廃地化するおそれがある。

本村における保安林指定面積は 5,143ha で指定施業要件の指定等国、県の施策とも相俟って森林の水源涵養機能と土砂流出防止機能の維持増進を図り災害の未然防止を期するものとする。

(3) 山地崩落対策

令和2年7月豪雨による山田川、万江川流域の山腹崩壊、土砂流出による大災害は 治山対策の重要性を再認識させられるものである。

本村における治山事業は局部的であるが年々進められているものの、土砂流出は 年々無数に発生している。

また、近年は作業用道路の新設改良が各所において行われており、山腹の不安定による崩落と排土砂等の流出が危惧されていることから、完全な施工と最善の維持管理により災害の防止に努めるものとする。

2. 治水対策

本村の河川は北部の山岳地帯に源を発する万江川と山田川が南へ流れ、日本三大急流のひとつである球磨川と合流している。洪水時に危険が予想され重点的に巡視点検が必要な重要水防箇所としてAランク1箇所、Bランク3箇所が設定されている。

これらの河川は、豪雨の際は土砂の流出が甚だしく、流域の民家、耕地、公共施設の被害激甚となるおそれがあるので、必要箇所の改修補強を関係官庁に要望するとともに村においても災害防止を推進する。

また、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取り組みだけでなく、流域に関わる関係者が主体的に取り組む社会を構築する必要がある。このため、行政だけではなく地域住民や関係団体等による流域全体で水害被害を軽減する「流域治水」を推進する。

水防法に基づく浸水想定区域の指定があったときは、次に掲げる事項について定めるものとし、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 洪水予報等に関する情報の収集及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項
- (3) 水害に係る避難訓練の実施に関する事項

3. 土砂災害対策

(1) 土石流対策

本村は、面積の約9割が山地となっており、脆弱な地質も分布していることから、 豪雨の際には、土砂や流木が土石流となって流出し、人命や人家、農地、道路施設等 に甚大な被害を及ぼすおそれがある。

村内においては、土砂災害防止法に基づき、土石流に係る警戒区域が 81 箇所指定されている。(令和3年5月31日現在) 国、県に土石流対策の施設整備を要望するとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、次に掲げる事項について定めるものとし、必要な措置を講ずるものとする。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関 する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項
- ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(2) 急傾斜地崩壊(がけ崩れ)防止対策

最近における災害の中で、集中豪雨による急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)が全国各地で多発し、公共建物、病院、人家密集地等に重大な被害を及ぼしている。

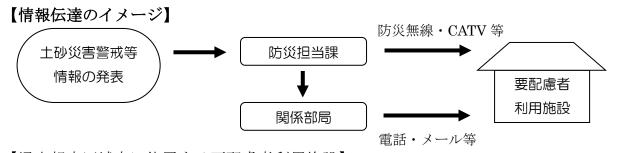
村内においては、土砂災害防止法に基づき、急傾斜地崩壊危険箇所に係る警戒区域が 148 箇所指定されている。(令和 3 年 5 月 31 日現在) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、次に掲げる事項について定めるものとし、必要な措置を講ずるものとする。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関 する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項
- ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

4. 要配慮者利用施設

要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設等)に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから、確実に周知がなされるよう、関係部局の協力を得て、情報伝達体制の構築を図るものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。



【浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設】

(名称) (所在地)

- ·万江保育園 山江村大字万江甲 932 番地 8
- · 万江小学校 山江村大字万江甲 931 番地

【土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設】

(名称) (所在地)

- ·万江保育園 山江村大字万江甲 932 番地 8
- · 万江小学校 山江村大字万江甲 931 番地
- · 章鹿倉保育園 山江村大字山田乙 2030 番地

5. 道路橋梁対策

(1) 道路対策

本村の道路延長は160 km (国、県道を含む)であるが、うち主要幹線は全部河川に沿って山腹、傾斜地を通っており豪雨時における崩土、路肩決壊等の災害は予断を許さない。これら災害発生のおそれのあるところを十分調査し防災施設の整備を図るものとする。

(2) 橋梁対策

本村に架設されている橋梁は94橋(うち村道橋83橋)ある。一般的に橋梁の寿命といわれる50年を経過している橋梁もあることから、計画的な修繕・補強等により適正に管理を行うものとする。

6. 情報の収集伝達体制

豪雨時における情報の収集伝達については、熊本県防災情報共有システムや気象庁が発表する防災気象情報を活用することはもとより、災害発生の危険性の高い地域においては、村からも電話等により現状把握を行う。

また、防災行政無線、ケーブルテレビ、携帯メールサービス、SNS、山江村G空間情報収集システム等による複数の伝達手段を確立するものとする。

なお、気象庁から特別警報が発表されたときは、防災行政無線を自動起動させ、速 やかに住民へ周知するものとする。

7. 住民の早期避難対策

台風の接近など、深夜又は未明に災害発生の危険性が高まることが予想される場合は、住民の命を最優先するという考えのもと、危険が切迫する前に、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効である、という「予防的避難」が必要との考えに立ち、住民に対して早期の避難を促す「予防的避難」の取組みを進めてきた。

令和2年7月豪雨を踏まえ、改めて「予防的避難」について自主防災組織等に働きかけ、災害から住民を守るとともに、住民の防災意識の高揚に努めていくものとする。

村は、国、県、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ(最大規模の洪水(L2)に対応したもの)、タイムライン等を作成し、住民等に提供し、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を行うものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示することともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等によって、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

8. ライフライン機能確保

村は、災害の予防や大規模災害発生時のライフラインの迅速な復旧のため、ライフライン関係機関との間で平時から情報交換を行うなど、相互に協力できる連携体制を構築するものとする。

また、村、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に 支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全 や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互連携の拡大に努めるものとする。

第2節 火災予防計画

1. 消防力の充実強化

消防施設の整備及び人的消防力の充実を図るとともに教養訓練の徹底により消防力の強化を期する。

(1) 消防施設等の充実強化

- ① 方 針
- ア. 消防の近代化及び機動化を図り消防団員の不足を補うため、可搬動力ポンプ積 載車及び可搬動力ポンプ整備促進を図る。
- イ.機械器具の整備と相挨って河川取付道路、貯水槽等消防施設の整備を図る。

② 現 況

本村の消防力の現況は次表のとおりである。

(令和5年5月1日現在)

団員数等		ポンプ現有数			消防水利		
分団数	団 基本 団員	数 機能別 団員	可搬動力ポンプ積載車	可搬動力ポンプ	消防 自動車	防火水槽	消火栓
8	141	51	9	16	0	94	88

③ 計 画

- ア. 老朽可搬動力ポンプの更新を図るとともに可搬動力ポンプ積載車を整備し適正 な配置を図る。
- イ. 防火水槽及び河川水利を整備し、もって消防力の強化を図る。

(2) 消防団員の教育訓練

消防団員の資質の向上と消防技術習熟のため、熊本県消防学校等で団員を研修させるとともに、消防団員に対し教育訓練を実施する。

また、定期的に防火水槽、消火栓の点検を実施するとともに、地域の危険箇所等を 把握し、災害等の非常時に備えるものとする。

2. 消防思想の普及徹底

(1) 火災予防計画

国民生活水準の向上にともない全国的に火災は年々増加の傾向にあり、しかもその原因の多くは失火によるものである。

火災を未然に防止し被害の拡大を防止するためには、火災予防対策を強力に推し進 めなければならない。

① 予防思想の向上

例年全国一斉に行われる春秋 2 回の火災予防運動にあっては、消防団による広報車の巡回及び村広報紙への登載並びにチラシ等の配布による啓発活動に努めているが、今後住民 1 人 1 人の火災予防思想普及徹底を強力に推進する。

② 防火診断及び査察

火災予防診断は勿論火災多発期において、人吉下球磨消防組合の指導のもと消防 団をして防火診断、火の元査察を実施し予防消防の確立に万全を期する。

(2) 防火管理者の講習等

消防法に定める防火対象物に勤める者及び防火管理者の講習は、必要に応じ関係機関へ委託して行い、それぞれの防火管理者において消防計画を作成し、消火、通報、避難訓練の実施及び消火器等消火活動上必要な機器の点検整備を行い、防火管理の万全を期するよう人吉下球磨消防組合の指導のもと実施する。

3. 危険物火災予防

(1) 危険物製造所等の現況

本村における消防法の規制対象となる危険物製造所等の現況は次のとおりである。

総計	製造所	屋内貯蔵所	給油取扱所
3			3

(2) 指導教育

危険物製造所等は消防法の規程により、直接には人吉下球磨消防組合の監督下にあるが、村内の施設については充分消防法の適正な施行運用がなされるよう指導し、併せて危険物取扱主任者の再教育を県主管課、危険物安全協会へ依頼し危険物火災発生の防止を図る。

4. 山林原野火災予防

(1) 予防措置

火災の原因は、その殆どが人為的であり発生の場所が林野であってしかも造林地 拵期と気象乾燥期が重なるので、人に対する措置と林野に対する事業及び施行につい て考慮しなければならない。

① 教育指導

村広報紙及び林野火災多発期における巡回広報により予防思想の向上を図る。

② 取締りの強化

人吉下球磨消防組合の指導のもと、たき火喫煙等の制限を行い火入許可の厳正な実施及び監督を行う。

(2) 防火施設

山林火災における防火施設は、火災の早期発見、適切な消火の措置により被害を 最小限にくい止める技術の修得及び消火の施設を設けることにある。

① 教育指導

火災の予防及び消火技術の修得のため、必要に応じて人吉下球磨消防組合の指導のもとに研修等を行う。

② 防火施設の設備

人吉下球磨消防組合の指導のもと、公有林等に防火帯を構築し火災を最小限に くい止める。

第3節 建築物等災害予防計画

1. 防火防煙建築物の促進対策

火災による建築物の焼失の殆どが木造であることに起因している。建築物火災による人身事故は、近年普及している新建材により発生する有毒ガスによるものが大半を占めている。このことから建築物の不燃化と耐震性及び防炎性の高い建材を使用した建物の建築を促進しなければならない。

2. 既存建築物等の防災対策

公共建物のうち老朽又は狭あい等による改築にあっては、耐火耐震構造とすることはもとより、防炎性の高い建材を使用しなければならない。

また、民間の木造住宅にあたっては、住宅耐震化の補助を受けることができる体制を整備し、住宅の耐震化を推進する。

3. 住宅用火災警報器の設置及び義務化

住宅用火災警報器は、新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については平成23年5月31日までの設置が義務化され消防関係者により推進した。今後も設置の必要性を理解してもらうよう周知徹底を行う。

また、交換期限又は設置から 10 年を経過した住宅用火災警報器については、劣化により製品の故障の恐れがあるため、更新を推奨する。

第4節 気象観測施設等整備計画

1. 気象観測施設の整備

気象観測施設を充実させ気象通報に万全の措置を講じられるよう整備する。

第5節 地震災害予防計画

1. 地震災害の特性

地震はその発生の形態、災害の規模等において台風、集中豪雨等の災害と根本的に 異なり、各種災害が同時に、かつ複合的に生ずる特徴があり極めて大規模な災害の生 ずるおそれがある。

2. 地震災害知識の普及

- (1) 地震災害に対する新しい知識を広く住民に普及浸透させるため、あらゆる広報媒体を利用し、防災意識の高揚に努めるものとする。
- (2) 防災業務に携わる者はもとより、災害発生の危険のある施設、災害拡大の要因となる施設、防災上有効な施設を管理する者が、その社会的責任を自覚し、地震災害に積極的に対処するよう講習会や防災対策研修会等を開催するなど防災意識の高揚に努めるものとする。
- (3) 避難行動要支援者への対応や男女共同参画の視点等に配慮した防災意識の高揚に努めるものとする。
- (4) 平常時の心得として、指定緊急避難場所、指定避難所、避難ルートの確認及び家族間による安否の確認方法など日頃から準備に心がけるものとする。

3. 地震災害訓練の実施

地震災害が広域にわたり、かつ複合災害であるという特殊性を考え、特に情報の収集、伝達の方法、消防活動、避難誘導、救助活動、交通規制、道路警戒、公共施設の応急復旧等に重点をおいた訓練を実施するものとする。

4. 火災予防対策

- (1) 耐震自動消火装置付石油ストーブ等の徹底
- (2) 危険物取扱施設等についての規制及び指導の徹底
- (3) 初期消火の重要性と必要性の普及徹底
- (4) 消火用器具の備蓄の促進
- (5) 感震ブレーカーの設置と普及徹底

5. 公共施設等の点検

地震災害発生時における公共施設等の重要性を考え、その耐震性、耐火性その他防 災上の性能及び効果について定期的に点検し、特に、防災拠点施設については、計画 的に耐震化を実施するよう指導するものとする。

6. 被災宅地の判定

地震災害発生時により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合は状況を迅速かつ 的確に把握し、被災宅地の判定を行い、二次災害を軽減防止し安全の確保を図るもの とする。

7. 情報の収集伝達体制

地震災害発生時における情報の収集伝達については、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、防災行政無線 (戸別受信機を含む。)、ケーブルテレビ、IP 告知端末、携帯電話メールサービス、L アラート、山江村G空間情報収集システム等複数の伝達 手段を確保するものとする。

第6節 防災知識普及計画

1. 普及の推進

防災に関し、関係機関職員及び一般住民のより一層の自覚と理解を深めるため、災害予防又は災害応急措置等防災意識の普及徹底の推進を関係機関は行うものとする。

- (1) 住民における普及の方法としては、広報紙やケーブルテレビ、防災行政無線や防 災マップ等を効果的に活用し、火災予防の心得や災害時の備え、災害危険箇所の把 握等を行う。
- (2) 学校における普及は、安全教育の一環として児童生徒及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものであり、学校教育活動全体を通じて行い、避難訓練の実施と災害時の保護者への児童生徒に引き渡し方法についても検討を行う。

第7節 防災訓練計画

1. 防災訓練

地震や土砂災害、水害時における防災活動の円滑な実施を期するため、防災関係相 互及び住民との協力体制の確立強化に重点を置く防災訓練を実施するものとする。

村は、防災関係機関あるいは自主防災組織等が実施する防災訓練について積極的に協力するものとする。

第8節 自主防災組織運営計画

1. 必要性

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な住民 支援ができないことが予想される。

災害からの被害の軽減や安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、村民一人一人の自覚に根差した自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家族、地域、企業、団体等様々な主体が防災・減災のための行動をとることが必要である。

このため、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」を目的として、地域住民による防災活動を担う組織「自主防災組織」の結成及び活動活性化を促進することで、大規模な災害、事故等に備えるものである。

2. 方針

村民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から防

災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に参加するとともに、地域の防災活動における自らの役割を自覚し、防災知識の習得に努める。

また、村は、自主防災組織と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、地区防災計画や命を守る「マイタイムライン」の作成推進、訓練等を通して連携体制を確保するものとする。

第9節 災害物資・資機材整備・調達計画

1. 備蓄物資の点検及び整備

災害発生に備え、災害応急救助に必要な備蓄物資についての点検及び整備を実施するとともに、物資の調達供給体制の確保のため、あらかじめ、他自治体・民間事業者との協定の締結や輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくことなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、協定の締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するもとする。

大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できない ことが予想されるため、地域要因等を考慮し分散備蓄に配慮するとともに、住民に対 して、平時から最低3日間の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発する。

第10節 避難収容計画

災害が発生しやすい又は発生するおそれのある場合において、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に避難させるため、相互に連携協調し、避難の迅速、かつ安全な措置を行うものとする。

1. 実施責任者

区分	災害の種別	実施責任者
高齢者等避難	全災害	村長
		村長(災害対策基本法第60条)
	全災害	警察官(災害対策基本法第61条)
		災害派遣時の自衛官(自衛隊法第 94 条)
避難指示	洪水災害	知事又はその命を受けた職員(水防法第29条)
	供外外音	水防管理者(水防法第29条)
	地すべり災害	知事又はその命を受けた吏員
		(地すべり等防止法第 25 条)
緊急安全確保	全災害	村長

2. 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達は、最も迅速的確に住民へ周知できる方法により実施する。概ね次

の方法によるものとし、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように5段階の警戒レベルとともに伝達することにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。また、過去の災害における住民の避難状況等を踏まえ、戸別受信機の設置、警報サイレン等、その他地域の特性に適したあらゆる手段を講じて避難の発信力強化を進めるものとする。

- (1) 関係者から直接口頭等により伝達周知。
- (2) 広報車による伝達周知。
- (3) 防災行政無線(戸別受信機を含む。)及び電話による伝達周知。
- (4) ケーブルテレビ及び告知端末による伝達周知。
- (5) J-ALERTによる伝達周知。
- (6) 携帯電話メールサービスによる伝達周知。
- (7) ホームページ及びSNSによる伝達周知。
- (8) Lアラートによる伝達周知。
- (9) 報道関係機関を通じての伝達周知。

3. 避難指示等の発令及び避難誘導の方法

避難指示等の発令基準は、次のとおりとする。

また、避難誘導の方法は、災害という特殊条件の下に行われるものであるから安全かつ迅速に実施できるよう防災マップの活用、各地域での講習会等の開催など事前措置に努める。特に、妊産婦等の避難行動要支援者の避難誘導については配慮する。

(1) 土砂災害

以下のいずれかに該当する場合、今後の降雨量及び地域の状況を総合的に判断し、 発令する。

ア【警戒レベル3】高齢者等避難

警戒レベル3相当情報(土砂災害)を基準とし、以下に該当する場合。

- ・ 大雨警報(土砂災害)が発表されたのとき
- ・ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが見込まれるとき
- ・ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが見込まれるとき

イ【警戒レベル4】避難指示

警戒レベル4相当情報(土砂災害)を基準とし、以下に該当する場合。

- ・ 十砂災害警戒情報が発表されたとき
- 気象台、熊本県からの情報提供(ホットライン)
- ・ 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が 発表された場合
- ・ 土砂災害の前兆現象 (湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等) が発 見されたとき

ウ【警戒レベル5】緊急安全確保

土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する。

(2) 水害

以下のいずれかに該当する場合、河川の水位、今後の降雨量、その他堤防の状況を 総合的に判断し、発令する。

<水位周知河川(万江川)>

ア【警戒レベル3】高齢者等避難

警戒レベル3相当情報(洪水)を基準とし、以下に該当する場合。

- ・ 万江川の観測点の水位が避難判断水位 (レベル3水位) に到達し、更に水 位上昇が見込まれるとき
- ・ 万江川の観測点の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが 見込まれる場合で、次の(ア)又は(イ)のいずれかにより、急激な水位上昇のお それがあるとき
 - (ア) 万江川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき
 - (イ) 観測点上流で大量又は強い降雨が見込まれるとき
- ・ 軽微な漏水・浸食等が発見されたとき
- ・ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが見込まれるとき

イ【警戒レベル4】避難指示

大雨・洪水警戒レベル4相当情報(洪水)を基準とし、以下に該当する場合。

- ・ 万江川の観測点の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき
- ・ 万江川の観測点の水位が堤防天端高を超えることが見込まれるときで、次の(ア)又は(イ)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき
 - (ア) 万江川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過するとき
 - (イ) 観測点上流で大量又は強い降雨が見込まれるとき
- ・ 河川管理者(熊本県)からの情報提供(ホットライン)
- ・ 異常な漏水・浸食等が発見されたとき
- ・ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明 け方に接近、通過することが見込まれるとき

ウ【警戒レベル5】緊急安全確保

決壊や越水・溢水を把握した場合は、直ちに緊急安全確保として災害発生を 伝え、命を守る最善の行動を指示する。

<その他の河川等(山田川等)>

水位を観測していない河川については、事前に判断できる情報が少ないことから、現場の巡視報告、消防団や住民等からの通報等を参考にし、以下のいずれかに該当するとき、今後の降雨量、その他現地の状況を総合的に判断し、発令する。

ア【警戒レベル3】 高齢者等避難

警戒レベル3相当情報(洪水)を基準とし、以下に該当する場合。

- ・ 危険度分布(キキクル:洪水)が警戒(赤色)となったとき
- ・ 大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表されている状況で、上流で大量又 は強い降雨が見込まれるとき
- ・ 軽微な漏水・浸食等が発見されたとき
- 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが見込まれるとき

イ【警戒レベル4】避難指示

警戒レベル4相当情報(洪水)を基準とし、以下に該当する場合。

- ・ 危険度分布(キキクル:洪水)が危険(紫色)となったとき
- ・ 大雨警報(浸水害)又は洪水警報が

発表されている状況で、上流で大量又は強い降雨が見込まれるとき

- ・ 大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表されている状況で、消防団や住民 等から浸水の発生に関する情報や避難の必要性に関する通報があったとき
- ・ 異常な漏水・浸食等が発見されたとき
- ・ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明 け方に接近、通過することが見込まれるとき

ウ【警戒レベル5】緊急安全確保

決壊や越水・溢水を把握した場合は、直ちに緊急安全確保として災害発生を 伝え、命を守る最善の行動を指示する。

4. 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び開設

災害発生時の避難場所について、災害の種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定するものとする。指定した避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

また、周辺に指定緊急避難場所等がない地域においては、安全な場所の空き家を一時的に避難場所として活用するなど、避難場所の確保に努めるものとする。

さらに、万江地区に指定緊急避難場所、指定避難所などの指定施設がないことから、 現在、改修工事中の「自然休養村管理センター」の完成後、速やかに指定緊急避難場所 及び指定避難所へ指定する。

住民への周知に当たって、防災マップの作成、案内標識、誘導標識の設置、防災訓練等を行うものとする。緊急避難場所、避難所には、食糧、水、毛布等避難生活に必要な

物資等の備蓄をはじめ、資器材等の環境整備を図るとともに、避難者が速やかに通信手段の確保ができるよう特設公衆電話の設置を推進する。

避難所の運営にあたっては、避難生活が長期化することを想定し、要配慮者、プライバシー、男女双方の視点等に配慮した避難所運営マニュアルの策定に努めるとともに、自主防災組織、NPO、民間団体等と連携した避難所の運営体制の構築を図る。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意する。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペース確保に努める。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防、まん延防止のための対策を行うものとする。

※ 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

	指定緊急避難場所	指定避難所	
考え方	災害が発生し、又は発生のおそれがある	災害の危険性があり、避難した住民等や	
	場合にその危険から逃れるための避難	災害により家に戻れなくなった住民等	
	場所	を滞在させるための施設	
基準等	・被災が想定されない安全な区域に立地	・被災者等を滞在させるために必要かつ	
	している	適切な規模	
	・被災者を受け入れる適切な規模	・速やかに被災者等を受け入れ、または	
	・耐震性がある	生活関連物資を配布できること。	
	・災害発生時に迅速に避難施設の開設を	・想定される災害の影響が比較的少ない	
	行うことが可能	・車両などによる輸送が比較的容易	
指定	村長が指定(災害の種類ごと)	村長が指定(全ての災害)	
備考	指定緊急避難所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。		

5. 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者(高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の要配 慮者のうち、特に避難支援を要する者)等の避難支援対策は、次に定めるところによる。

- (1) 社会福祉施設等との協定の締結等により、高齢者や障がい者等の要配慮者の特性に応じた専用の避難所(福祉避難所)の指定を推進する。
- (2) 避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援や安否の確認、生命又は身体を災害から保護するための措置について定めるものとする。
- (3) 健康福祉課との連携の下、平時において、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものとし、その名簿については、定期的に更新するものとする。また、名簿データのバックアップ体制を構築するとともに、名簿情報の漏えい防止に必要な措置を講じるものとする。
- (4) 災害発生時に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、関係機関に対し、避難行動要支援者名簿を提供できるものとする。特に必要があると認めるときは、避難支援等の必要な限度で、その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、

名簿情報を提供できるものとする。

- (5) 避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者の他、地域住民の積極的な協力が必要となることから、地域住民や関係機関との合同による防災研修及び避難訓練等の実施に努める。また、告知端末機による呼びかけや社会福祉協議会及び地域見守りネットワークによる安否確認や情報伝達体制の強化を図る。
- (6) 避難行動要支援者支援を円滑・的確に実施するため、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、一人一人の避難行動要支援者に対して複数の避難支援者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な避難支援計画(個別計画)の策定に努めるものとする。

6. 避難者の把握体制と情報・物資の提供体制の整備

自主防災組織や消防団、ボランティア等と連携して、避難所に収容されている避難者に係る情報及び食料や生活必需物資等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。

7. 車中避難者を含む避難所以外の被災者への対応

村は、自治会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。また、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど、その生活環境の確保が図れるよう努めるものとする。

8. 応急仮設住宅建設予定場所の選定

場所の選定にあたっては、学校、商店及び交通機関等を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

9. 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練に 努め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策を考慮し、保健福祉担 当部局は防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有すること。

10. 災害時の広域的な避難への直接協議や平時からの役割分担及び受け入れ準備の確立

村外への広域的な避難、指定避難所等の提供が必要であると判断した場合において同一県内の他市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては熊本県に対し当該都道府県との協議を求めるほか、緊急を要す

ると認めるときは県知事に報告した上で、自らほかの都道府県内の市町村に協議をおこなう。

また、指定避難所等を広域避難の用にも供することについて定め、他の市町村からの 避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ検討しておく。

11. 災害時の安否不明者の氏名公表による救助活動の効率化・円滑化

①災害時における安否不明者の情報収集

住民登録の有無にかかわらず、山江村内で行方不明となったものについては、警察等 関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明 した場合等には、当該登録地の登録地又は都道府県(旅行者などの住民登録の対象外の 外国人にあたっては、在京大使館等)に連絡するものとする。

②安否不明者党の氏名等公表に係る手続等の事前整理

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

なお、行方不明者となる疑いのある者(以下「安否不明者」という。)や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者(以下「行方不明者」という。)及び死者の氏名等の情報は、熊本県災害対策本部が原則公開するものとし、公表にあたっては、警察及び市町村と連携するとともにあらかじめ一連の手続きについて整理し、明確にしておくものとする。

12. 災害に伴う大規模な立ち往生発生時の対応

車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

第 11 節 業務継続計画

災害時における応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続にあたり、限られた 人員及び資機材等を的確に活用するため、業務継続計画(BCP)を定めるものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性を踏まえつつ、業務継続計画(BCP)の策定にあたっては、次の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 組織の長が不在の場合の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 災害対応に必要な電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第12節 災害ボランティア計画

大規模又は甚大な災害が発生した場合、行政だけでは対応できない被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、ボランティアによる活動が大きな力と期待されている。

そこで、災害発生時において災害ボランティアによる被災者支援が円滑かつ効果的に 展開できるよう災害ボランティアセンターと連携し、ボランティア団体の受入体制の構 築を図るものとする。

第13節 受援計画

1. 受援計画の策定

災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員の受入れにあたり、国の「災害時受援計画ガイドライン」等を参考に受援計画を策定するものとする。

受援計画の策定に当っては、次の事項について定めておくものとする。

- (1) 総括
- ア 応援要請の手順
- イ 受援体制
 - (ア) 受援組織の設置
 - (イ) 受援組織の構成、役割
- ウ 応援の人的・物的資源の管理体制
- (2) 人的支援
- ア 受援対象業務の整理
 - (ア) 応援職員が行う業務の明確化
 - (イ) タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理
- (ウ)業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理 イ 受援体制の整備

庁内全体及び各業務担当部局における受援担当者の選定

ウ 応援職員の活動環境の確保

応援職員の活動に必要な執務スペースや資機材(通信・OA機器、交通手段、燃料)、水・食糧、宿泊場所の確保

- (3) 物的支援
- ア 調達先の確認・確保、要請手順
- イ 受入拠点の確保
- ウ 受入れに必要な人員・資機材の確保等受入体制
- 2. 応援団体との連携
 - (1) 応援対策職員派遣制度の活用

応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発

災における円滑な活用の促進に努めるものとする。

なお、応援職員の派遣にあたっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の ため派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(2) 他の地方自治体との相互応援協定の締結

自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資の提供、 人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、 相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模 な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も 考慮するものとする。

(3) 民間団体との連携

平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しを行うものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 組織計画

災害が発生するおそれ又は発生した場合において、防災拠点及び応急対策を実施するための施設及び組織は次のとおりである。

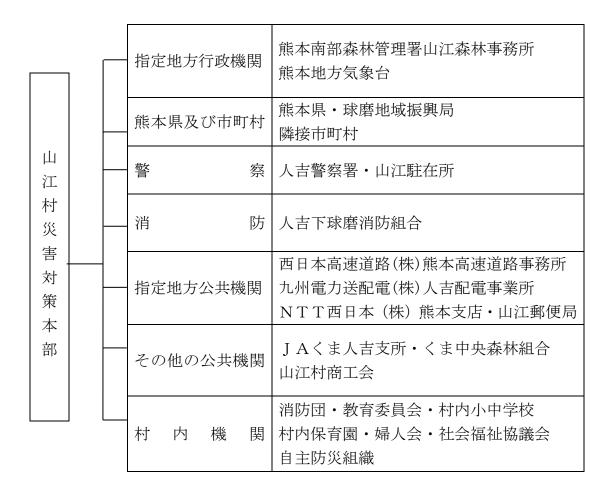
施設名	住所
山江村役場	熊本県球磨郡山江村大字山田甲 1356-1

1. 災害対策系統

(1) 山江村災害対策本部と防災関係機関との協力系統

山江村の地域について災害が発生するおそれ、又は発生した場合に村長は必要があると認めるときは、山江村災害対策本部を設置して防災の推進を図る。なお山江村防災会議を構成する関係機関は、村内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため山江村災害対策本部と緊密な連絡協調を図るとともに、積極的に応急対策活動に参加するものとする。

協力系統図



(2) 相互関係

災害の種類は暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等であるが、これに対処するための組織として、災害対策基本法に基づく災害対策本部と、主として水害に対処するための水防法に基づく災害対策本部とがあるが、これらの相互関係については、災害対策の一元的推進を図る観点から村長においてその設置運営を統制する。

2. 災害対策本部

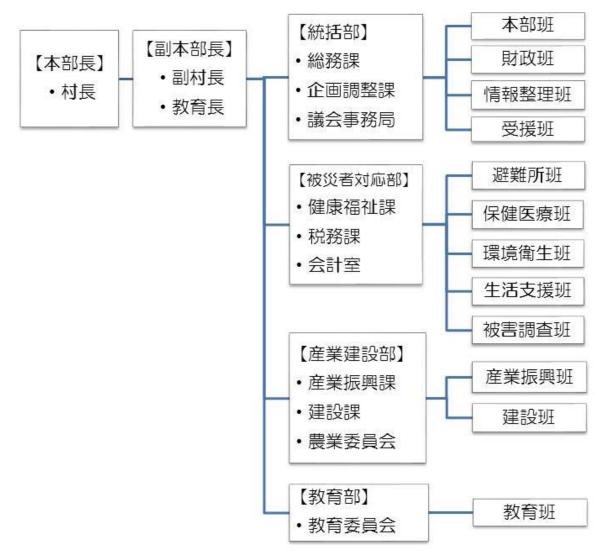
山江村災害対策本部の組織及び編成は、山江村災害対策本部条例の定めるところによるが概要は次のとおりである。

(1) 設置基準

- ①大雨・洪水警戒レベル4相当以上が発表され、以下に該当する場合
- ・水位周知河川が氾濫危険水位(レベル4水位)を超えることが確実となったとき
- ・特別警報が発令されたとき
- ・危険度分布(キキクル:土砂・浸水・洪水)が災害切迫(黒色)となったとき
- ②災害が発生したとき
- ③震度5強以上の地震を観測したとき

(2) 組織、編成及び分掌事務

① 組織及び編成



② 分掌事務(別紙「山江村災害対策本部組織」による。)

第2節 職員配置計画

1. 職員参集基準

災害が発生するおそれ、又は発生した場合における職員の配置は、おおむね次の基準により4体制で実施するものとする。

【第1次防災体制】災害準備体制

次のいずれかに該当する場合は、原則、動員を行わず、自宅待機とする。

ただし、動員の必要があると認められる場合は、あらかじめ総務課長が指名する総務 課職員を動員するものとする。

- (1)警戒レベル2相当情報が発表されたとき
- (2)水位周知河川が水防団待機水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
- (3) 震度3の地震を観測したとき

【第2次防災体制】災害注意体制

次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ割り当てられた防災対応班又は防災担当 班(総務課)の職員を配置するものとする。

- (1) 警戒レベル3相当情報が発表されたとき
- (2)水位周知河川が避難判断水位(レベル3水位)に到達することが見込まれるとき
- (3) 台風情報で、台風の暴風域が24時間以内に本村にかかると予想されている、 又は、台風が24時間以内に本村に接近することが見込まれるとき
- (4)大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報のいずれかが発表されたとき
- (5)大雨注意報又は洪水注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき
- (6) 震度 4 の地震を観測したとき

【第3次防災体制】災害警戒体制

次のいずれかに該当する場合は、本部長、副本部長、各課局長、あらかじめ割り当てられた防災対応班及び防災担当班(総務課)の職員を配置するものとする。

- (1)警戒レベル4相当情報が発表されたとき
- (2)水位周知河川が氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき
- (3) 台風情報で、台風の暴風域が12時間以内に本村にかかると予想されている、又は、台風が12時間以内に本村に接近することが見込まれるとき
- (4) 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- (5) 記録的時間大雨情報が発表されたとき
- (6) 災害発生のおそれがあると認められるとき
- (7) 震度 5 弱の地震を観測したとき

【第4次防災体制】災害対策体制

災害対策本部の設置基準に該当する場合は、全職員を配置し、災害対策本部を設置するものとする。

2. 被災市区町村等への職員派遣

大規模災害発生時において、県等の要請に応じて、被災市区町村へ応援職員を速やか に派遣できる体制を整備するものとする。

第3節 交通規制計画

災害時に、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生するおそれがある場合、橋梁等の交通施設に被害が発生した場合又は交通の混乱を防止して緊急輸送を確保するため必要がある場合には、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策を実施するものとする。

1. 災害時における緊急通行車両の通行の確保

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。また、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行うものとする。

第4節 防疫計画

災害によって被害を受けた地域、又は当該住民に対し、「感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律」(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。) 及び「災害防疫実施要綱」(昭和 40 年 5 月 10 日衛発第 302 号厚生省公衆衛生局長通知) の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して、感 染症の発生を予防しまん延の防止を図るものとする。

(1) 実施責任

村長は、知事の指示に従って、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

(2) 防疫組織及び実施方法等

①防疫の実施組織

ア 防疫班の編成

必要な場所・物件の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除等を行うため防疫班を編成する。

防疫班は、災害の発生状況・規模等に応じて、消毒等を実施するために必要な人員をもって編成する。また、必要に応じて、知事に対し防疫班の派遣を要請する。

イ 防疫活動のため薬剤・器具・機材等の整備

災害時又は、そのおそれが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具・ 機材等を整備し、あらかじめ周到な計画をたてておくこととする。

②実施方法等

ア消毒

知事の指示に基づき、感染症法第 27 条及び施行規則第 14 条・16 条並びに結 核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するも のとする。

イ ねずみ族昆虫等の駆除

感染症法第28条第2項及び施行規則第15条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づきねずみ族昆虫等の駆除を実施するものとする。

ウ 生活用水の使用制限等

感染症法第 31 条の規定により知事が生活用水の給水制限等を実施した場合、 村長は生活用水の供給を実施するものとする。

エ 臨時の予防接種

感染症のまん延防止を図るうえで緊急の必要があり、知事より指示を受けた場合は、予防接種法第6条により、臨時の予防接種を実施するものとする。

第5節 災害廃棄物処理計画

1. 処理方針

大規模地震や水害等の災害により発生した廃棄物については、住民の衛生確保、環境保全及び地域生活の早急な復興を図るため、災害廃棄物処理計画に基づいて、円滑に処理を行う。

2. 廃棄物の仮置場候補地の選定等

災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置き場の設置と適正な運営管理が必要となる。そのため、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物について、あらかじめ仮置場候補地の選定・確保、動線やレイアウトの検討等に努めるものとする。

3. 災害廃棄物処理の広域応援体制

関係団体と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、広域災害時の相互協力体制の整備に努めるものとする。

また、国(環境省)が整備している災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) や災害廃棄物処理支援員制度、地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成や災害廃棄物に関する情報、D. Waste-Net や地域ブロック協議会の取組等の周知に努めるものとする。

4. 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る 広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。